

2021JTA 発第 047号
2021年9月10日

加盟団体各位
JTA 主催大会共催団体各
JTA 主催大会主管団体各位
その他の関係者・関係団体各位

公益財団法人日本テニス協会
専務理事 福井 烈



年内の日本テニス協会主催大会開催に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大に伴い、政府は8月27日、都道府県知事及び関係省庁を通じて「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」(改訂版)を发出し、この中で、スポーツ関係団体も10月31日までの期間、改訂版に基づいた緊急事態宣言地域、まん延防止重点措置地域を中心としたイベント開催の制限が求められています。本協会は、テニス競技会開催に際しては、自治体の方針及び7月17日改訂の JTA 公式トーナメント開催ガイドラインに基づきようお願いしているところです。

年内に開催予定の JTA 主催大会については、単独主催、共催、名義主催といった運営形態の如何に拘わらず、社会的には公益財団法人日本テニス協会が主催し、またリスク管理において本協会は社会責任を果たす使命を持っています。同時に本協会は、日本のテニスを統括する中央競技団体として、安全と安心の確保を前提に、可能な限り主催大会を予定通り開催し、選手に日頃の練習成果を発揮する機会を、そしてステークホルダーには活動の場を確保する使命を持っています。

しかしながら、本協会主催大会は、開催が都道府県間の移動を伴う全国大会となります。そこで、現下の新型コロナウイルス感染状況、全国レベルで医療提供状況等を考慮し、年内に開催される本協会主催大会については暫定的に下記の基本方針で対応することといたします。本協会としましては、安全・安心を前提とした新しいスポーツ様式としてのテニス大会の主催に最大限心掛ける所存です。この度の基本方針の決定は、期間限定とはいえ選手、同行者、大会主催者をはじめとする関係の皆様にとって、新たなご負担を伴うものとなりますが、未曾有の状況下での大会開催となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 日本テニス協会は、8月27日付政府発信「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」(改訂版)及び JTA 公式テニストーナメント開催ガイドラインに準拠し、これまでに得られた With コロナ下での競技会開催の知見を活かし、以下の感染症防止策を含む安全と安心を確保するための対応を実施して、これらの大会を開催する。但し、開催地の自治体から会場の使用制限やスポーツイベント開催の自粛要請がなされた場合は、次項2の手順を経て開催を中止する。
2. コロナ禍の下でのJTA主催大会開催中止の決定は、本年2月開催の常務理事会決議に基づき、JTA 執行部が共催・主管団体、特別協賛会社等の意見を参考にして個別に行う。

3. 年内開催の JTA 主催大会開催に際しては、大会別に以下の追加対応を行う。

- ① 出場選手、大会運営関係者(注記1)及びメディアに対し、JTA 健康管理情報システム(HeaLo)による大会前後 2 週間及び大会期間中の健康チェックを義務化する一方、ワクチン 2 回接種の有無の記載を求める。
- ② 選手の出場要件に PCR 検査陰性証明提示を加える(注記2)。そして、PCR 検査は、大会出場日 1 週間前以降に、選手各自に自費で行っていただくこととする。但し、コロナワクチン 2 回接種者は接種証明の提示を条件に PCR 検査を年内期間限定で免除する。
- ③ 大会運営関係者に対しては PCR 検査又は抗原検査を義務化する(注記3)。検査方法については本協会が指定する。但し、コロナワクチン 2 回接種者は接種証明の提示を条件に年内期間限定で PCR 検査又は抗原検査を免除する。
- ④ 大会関連の感染症拡大防止のため、選手の同行者数の上限を1名とする。併せて、同行者の大会会場への入場には大会入場日1週間前以降に、各自が手配し自費で行う PCR 検査での陰性証明提示を要件とする。但し、コロナワクチン 2 回接種者は接種証明の提示を条件に PCR 検査を年内期間限定で免除する。
- ⑤ 緊急時行動計画(EAP)の策定と大会ドクター・トレーナーの確保を行う(注記4)。
- ⑥ 大会期間中に有症状者や検査陽性者が発生した場合のリスク管理体制を整える(注記5)。
- ⑦ 開催都道府県外からの感染症の持ち込みがないと想定した場合に、大会参加者の中から開催期間中に新たに感染症を発生する予測参加者数を簡易法(注記6)により算出し、With コロナ下での大会の安全・安心確保を前提とした大会運営の参考とする。

注記

- (1) 「大会運営関係者」とは、基本的に大会役員・委員/スタッフ、ドクター/トレーナー、オンコートオフィシャル等の大会運営に従事する者を意味するが、検査の対象者・非対象者の更なる線引きが必要な場合は、JTA とトーナメントディレクターと協議の上で決定する。
- (2) 大会規模、時間的制約等を考慮した上で、大会別に JTA が検査時期(事前に大会会場以外で行うか開催会場で行うか)、検査手配(検査の個人手配か JTA メディカルサポートドクターによる手配か)を指定し PCR 検査を実施に移す。
- (3) JTA 主催・共催大会の中で大会収支が本協会決算に計上されない大会(RSK、中牟田杯、大学王座、全国レディース、全日本学生室内、全日本室内等)における大会関係者向け検査は、実質的大会運営団体による費用負担をお願いするが、詳細は JTA が実質的運営団体との個別協議を経て決定する。
- (4) 大会ドクター・トレーナーの確保は、JTA が主催者、共催者、主管団体との協議を経て決定する。緊急時行動計画(EAP)のフォームは JTA 医事委員会が提供する。
- (5) 具体的には、大会要項作成時、あるいは発表済み開催要項の改訂の際に、感染対策責任者(トーナメントディレクター)を任命して大会要項に記載し、トーナメントレフェリー、大会ドクター・トレーナーと大会運営の計画、準備、実施について緊密に連携する。
- (6) 感染症を発生する予測人数算出簡易法:[大会参加者数(選手+同行者+大会運営関係者)×(大会開催都道府県の直近 1 週間の人口10万人当たりの新規感染者数を算出した人数)]/100,000×大会期間日数/7